

幼児教育の今後の進展にのぞむ

山 下 俊 郎



①

昭和三十六年ごろからだんだんと活潑になりはじめてきたと見ら

れる幼児教育に関するいろいろの動きが、昭和三十八年度にいたつて具体的な成果を見せるようになった。その細かいことは他に書いたものもあるので省略するが、児童福祉白書、中央児童福祉審議会保育制度特別部会の答申、全国児童福祉會議、人づくり懇談会、教育課程審議会、教材等調査研究会（幼稚園教育要領改訂）などの政

府、厚生省、文部省のいろいろの動き、そして特記すべきことどしで文部、厚生両省の局長の話し合いや共同の通達など、今までない問、幼児保育の世界に低迷していく、動くべくして一向に動かなかつたようないろいろの動きが、とにかく動いた。そして動いていふということは、とともにかくにも画期的な出来事であったといって

よいであろう。

②

申すまでもなく、幼児保育に関連する問題の大きな第一の焦点は、その制度的な問題である。すでに、幼稚園令制定の当時から問題となってきた幼稚園と保育所の関連の問題、その一元化の問題、さらに進んでは幼児教育の義務制化の問題については、いろいろの関連する問題が錯雜しており、その解決を望む声はつねに高いものがつた。しかも、一向に解決の方向に向かわず、ことに現在の学校教育法と児童福祉法という二本の軌道を走るという制度のもとにおいては、その解決はますます困難になってきていた。

わたくしはこのような状勢に対しても、窮屈においては幼児教育の義務制化という姿が望ましい理想の姿であるが、そこへ至るための

いくつかの段階、ことに現状を出発点として理想像へ行くための段階の青写真をいくつか描くことが必要であることをいままで度々強調してきた。そして、現在までに採られている施策は、この青写真の域に一步ふみ出してきているといつていいであろう。

すなわち、幼稚園も保育所も現状においてさらに普及拡充を必要とするので、その方向へさらに進むということがその一つであつて、文部省の就園率を高めるための七年計画、厚生省の保育所拡充計画はその線に副うものである。そして、その保育の内容に関して、幼稚園年令の幼児に関しては、幼稚園教育要領の基準によつて、幼稚園も保育所も同じ方向の教育を行なうということが確認されたのは、まさに内容的に幼児教育の一元化を進めたものとして喜ぶべきことである。教育の機会均等という立場から、わたくしたち幼児の幸せを願うものがながい間願いそして主張してきたことがようやく実現されたことを、わたくしたちは心から喜びたいと思うのである。

(3)

このようにして、幼児教育の義務制化への青写真の第一歩は「一」に実現されたと考へてよいのであるが、この先をどのように進めて行くかということについては、いろいろの技術的な問題が関連していく。わたくしたちは、文部省と厚生省との両者において、それぞ

れの立場で具体的な計画を立て、これを検討し、さらにそれを両者で持ち寄つて全体的な計画へと進めて行くことを期待したい。現在のところすでにその方向へ進みつつあるようではあるが、とかくセクショナリズムに陥りやすいわが国の官庁機構の中にあって、セクショナリズムを打破して総合的な立場からわたくしたちの幼児の幸せの進められることを心から期待したいものである。

もし、現在の官庁機構のなかでこのようなことが望めないとするならば、わたくしはすでに二十五年も前から主張しているようにこのことを全部綜合してつかさどる官庁として「児童省」というようなものを作つてもらうことを要望しなければならない。このことは幼児教育のみでなく、非行対策といったような見地からも考えられるべきことで、広い見地に立つとすれば、当然の結論として考えられるべきことなのである。問題は子どもの幸せなのである。子どもを幸せにするために、わたくしたちおとなが知恵と力をしほるべきなのであつて、その実現のために作られたものが官庁であるはずである。官庁のセクショナリズムというのは、官庁の方が先に立つというような錯覚に基いた誤謬だといわなければならない。子どものことを先に考へるときに、子どもの幸せを確保する総合的な施策が考へられることになる。そのため官庁機構が問題ならばこの機構の方を改めることができるのである。

この、わたくしだけでなくて、ほかに多くの人々も考へている全

体的総合的な立場からの施策が早く実現されることを心から期待したいと思う。

④

幼児教育における三歳以上の幼児に対する教育は、すでにふれたようすに、昨年九月十二日に発表された教育課程審議会の答申に盛られ、また同じく十月三十一日に発表された「幼稚園教育要領」の改訂案に盛られている線にしたがうものである。これはすでにふれた

ように、本来「保育に欠ける幼児」を保育するために設けられた施設である保育所の幼児に対しても、教育の立場からするときはひとしく適用さるべきものであることはいうまでもない。そこで、ひとしく幼稚園年令の幼児に対する教育として、その内容に関する問題の二、三にふれてみたい。

幼児教育においては、これがどこまでも幼児期の教育であり、のちの時期においては与えることのできないところの、幼児本来の姿に応じた教育であることがまず確認されるべきである。いわゆる幼児期に課せられている発達的課題をはたすようになることが幼児教育の中心的任務である。そして、このことはとりもなおさず幼児期においてのちの時期に与えらるべき教育を先走って与えるいわゆる準備教育であつてはならないことを意味する。幼児期には幼児期でなければ与えることのできないものを与えるべきである。とくに、近

来、文字や数その他の知的内容を幼児期に先走って与える傾向、与えることを求める傾向が強い。そして、このような世の親の要求に負けて幼児教育の正しい姿をゆがめつつある幼児教育者がしばしば見られるのは誠に残念である。わたくしたちは、このような準備教育、しかも主知主義的準備教育には、幼児教育の姿をゆがめるものとして絶対に反対するものである。教育課程審議会がこの点を取りあげているのは正しい。

そしてまた、このような誤った主知主義的教育に対抗するものとして、しつけを重視し、基本的生活習慣を重視することを強調しているのは正しい。わたくしは幼児期の重要な教育内容は、その生活の形成であると考えるから、生活指導、生活訓練が一つの中核をなすものと考える。したがって、しつけを重視し、基本的生活習慣の形成を強調することは、幼児教育の正しい方向を指示するものとして大いに賛意を表する。道徳性の芽生えを養うということも強調されていることの一つであるが、わたくしはこのような意味を持つ生活指導が社会生活の面で行なわれることが、とりもなおさず道徳教育であると考える。社会性の訓練ということを除いては道徳性の芽生えの啓培はないのである。

教育課程審議会の答申の基本方向のうち最も重要な点についてだけふれたが、これらはいづれも当然とりあげらるべきものが、とりあげられたに止まる、といつていいであろう。わたくしたちは、こ

れによって、いわゆる幼児教育ブームに乗って誤った道へと引き入れられかかっている幼稚園教育者の姿が、その本来あるべき正しい姿へもどることを期待するものである。

(5)

幼稚園教育要領の改訂案については、その基本的方向については、教育課程についてと同じことが言えるであろう。ただ、二、三の点についてまた問題をとりあげてみると次のようなことが取りあげられてよいであろう。

幼稚園教育が幼児期本来の姿に応じた教育であるべきことはいうまでもないが、とくに小学校教育との連関、家庭教育との連関が注目されることは当然である。小学校教育との連関は、いわゆる誤った準備教育でなくて、さきになつてあるべき子どもの姿をふまえての幼児教育であるべきだという意味で考えらるべきである。また家庭教育との連関は、幼児の生活の本拠であり、その人格形成に強い力を持つ家庭と連関をとり、これを指導する立場に立つべき意味において重視するべきである。

とくに安全教育ということが強調されているが、これは本来もつと前から強調さるべきであつたもので、これが怠られていたところに今日的な問題の因由があるといっていい。むしろこれへの関心の注意は遅きに失したくらいで、その的確で効果的なやり方の研究と

その実施に今後の研究が期待されなければならない。
すでに、右の教育課程について述べたところでふれたように、しつけの重視は当然のことであり、これが生活指導の問題であることはいうまでもない。また、情操の問題にふれているが、人間の行為を直接に規定するものは情操である。道徳教育、宗教教育すべてこの点に集結される、当然のことである。

保育内容に関しては、将来とひとしく六領域を分かち、これについての問題が扱われているが、幼児の発達段階に即した正しい与え方がさらに具体的に研究されることが望ましい。

すべて、幼児教育の内容に関しては、従来も教育要領に示されているのは一般的なものであり、具体的な発達に即したものになつていなかつたという批判があつた。新しい要領において、これがどの程度に行つてゐるかは一応また批判の対象になるであろうが、問題はむしろ今後の具体的研究に在るといつていいであろう。

前の改訂前の教育要領に対する批判といったもの、今まであまり充分でなく、教育現場からのいわばはねかえりというものが活潑でなかつたのではないか、たとえあつても不充分ではなかつか、ということが今になつて反省されていい。新しい教育課程、新しい教育要領に対してもこれを充分消化し、検討して、みのりのあるものへと生かして行くことが期待されるべきであろう。

★

★